

医療病棟重要事項説明書

当病棟が提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

I. 医療保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
生活療養 標準負担額	食事時間 朝食 7時50分～ 昼食 12時～ 夕食 17時15分～	※別紙参照 ※ただし、市町村民税非課税の方は 軽減措置がありますので、受付に お尋ね下さい。
看護・介護	医療病棟は西館・東館3階・東館4階の3病棟です。 療養病棟入院基本料20対1入院基本料を算定しています。 当病棟では1日に56人以上の看護・看護補助者が勤務しています。 時間帯毎の配置は次のとおりです。 ・8時30分～16時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は5人以内です。 ・16時30分～0時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は20人以内です。 ・0時30分～8時30分まで 看護・看護補助者の1人当たりの受持ち人数は20人以内です。	医療費の1割・2割・3割をお支払いいただきます。 ※市町村民税非課税の方は軽減措置があり ますので、本館受付にお尋ね下さい。
職員数	東館3階 : 看護職14人・看護補助者14人 東館4階 : 看護職12人・看護補助者15人 西館 : 看護職19人・看護補助者18人	

※ 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が変更となります。

II. 医療保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額
おむつ代	必要に応じて当院指定の紙おむつを使用します。	紙おむつ(大) 1枚198円(税込) 紙おむつ(小) 1枚99円(税込) (利用されない場合は徴収致しません。)
理髪	業者の方が大体週に2～3回来院されます。	1回2,500円又は3,000円(税込)
洗濯代	タオル・下着・バスタオル・食事時のエプロンなどの洗濯を 必要に応じて行います。 * 破損・劣化については責任を負いかねる場合がございます。	385円/日(税込) (利用者のみ) * タオルケット洗濯 別途1回300円(税込)
テレビ代	テレビ貸与料	110円/日(税込)(利用者のみ)
病衣代	つなぎ服などの別途注文品	55円/日(税込)(該当者のみ)
その他購入代行	歯ブラシ・入れ歯洗浄剤等日用品の購入の代行	代金をご負担いただきます。
文書料	診断書・証明書等の依頼をされた場合、文書料を頂きます。 ①生計同一証明書 ②おむつ使用証明書 ③入院・手術等証明書(診断書) ④死亡診断書 ⑤特定疾患個人票・身体障害診断書・成年後見人診断書 ⑥その他	※全て税込 ①1,000円 ②2,200円 ③3,300円 ④4,400円 ⑤5,500円 ⑥その他の書式につきましてはご相談下さい
特別室	個室 西館:206号・207号・208号・210号・211号・212号・213号・215号 東4階:508号 2人部屋 東310号・東311号・東506号・東507室	3,850円/日(税込) 2,750円/日(税込)
生活療養 標準負担額	別紙「食費・光熱水費について」をご参照下さい。	※ただし、市町村民税非課税の方は 軽減措置がありますので、受付に お尋ね下さい。

※診療報酬改定・税額変更・担当者変更・職員配置変更・物価変動等の要因により内容は適宜変更されます。
最新の情報につきましては、当院ホームページにてご確認下さい。

III. 苦情等申立窓口

当病棟のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら、
当病棟窓口担当者 十川・岸本・松村・山本(本館受付)までお気軽にご相談下さい。

食事代・光熱水費について

65歳以上

令和6年6月1日～

所得区分	医療区分Ⅱ・Ⅲ	医療区分Ⅰ
一般 入院時生活療養(Ⅱ)を算定	(食費)1食につき 450円 (光熱水費)1日につき 370円	(食費)1食につき 450円 (光熱水費)1日につき 370円
区分Ⅱ	(食費)1食につき 230円 (過去1年間の入院日数が90日超の場合180円) (光熱水費)1日につき 370円	(食費)1食につき 230円 (光熱水費)1日につき 370円
区分Ⅰ	(食費)1食につき 110円 (光熱水費)1日につき 370円	(食費)1食につき 140円 (光熱水費)1日につき 370円
	老齢福祉年金受給者 (食費)1食につき 110円 (光熱水費)1日につき 0円	(食費)1食につき 110円 (光熱水費)1日につき 0円

※ 上記の金額については全て非課税です

※ 難病患者については所得区分にかかわらず居住費の負担は0円、医療区分Ⅱ・Ⅲ(一般)の食費は280円です

区分Ⅰ … 同一世帯の全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金受給者(年金の所得は控除額を80万円として計算)

区分Ⅱ … 同一世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方

一般 … 現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱのどれにも該当しない方

【食事代の減額について】

所得区分が区分Ⅱ・区分Ⅰに該当する方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を被保険者証等に添えて医療機関に提示することにより、食費の自己負担額が上の表の金額に減額されます。

認定証が必要な方は市町の窓口申請して下さい。

減額証の提示が遅れると、減額されないことがあるのでご注意ください。

詳しくは、加入している医療保険の保険者までお問い合わせください。

山口若宮病院

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、

薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年6月1日より医療情報取得加算として、

以下の点数を算定します。

初診	医療情報取得加算 1	・マイナ保険証利用なし	3点
	医療情報取得加算 2	・マイナ保険証利用あり ・診療情報提供書等をお持ちの方	1点
再診 (3月に1回)	医療情報取得加算 3	・マイナ保険証利用なし	2点
	医療情報取得加算 4	・マイナ保険証利用あり ・診療情報提供書等をお持ちの方	1点

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

医療法人社団若宮会
山口若宮病院